

令和4年度から適用される個人市・県民税の改正点

1. 住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方も対象となります。

特例が適用されるのは、住宅の取得等が特別特定取得（住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合）に該当する場合で、注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅などは令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。今回延長された期間については、合計所得金額が1,000万円以下である場合、床面積40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅も対象となります。

住宅ローン控除期間

居住開始年月日	控除期間	面積要件
平成26年4月1日から令和元年9月30日まで	10年	50平方メートル以上
令和元年10月1日から令和2年12月31日まで	13年※	50平方メートル以上
令和3年1月1日から令和4年12月31日まで	13年※	所得1,000万円以下：40平方メートル以上 所得1,000万円超：50平方メートル以上

※ 住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%の場合に限ります。

2. 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となります。対象範囲は子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成で、国・地方自治体を実施する次のものです。

- ・ベビーシッターの利用料に対する助成
- ・認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ・一時預かり、病児保育等の子を預ける施設の利用料に対する助成

※ 上記の助成と一体として行われる助成（例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）についても対象です。

3. 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人市・県民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加されます。